

エコドライブ推進事業所登録事業実施要領

平成31年4月1日 環境政策局地球温暖化対策室

(目的)

第1条

この要領は、エコドライブを自ら実践し、積極的にエコドライブの普及・啓発に取り組む事業所を「エコドライブ推進事業所」(以下「推進事業所」という。)として位置づけ、市がその取組を支援することにより、市民、事業者及び行政の有機的な連携によるエコドライブの推進を図るものとする。

(定義)

第2条

この要領において「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が定める「エコドライブ10のすすめ」に準拠した、環境に配慮した自動車の運転方法をいう。

(対象)

第3条

推進事業所の対象は、市内に所在する事業所又は市域で活動する事業所とする。

(推進事業所における取組)

第4条

推進事業所は、エコドライブに係る以下の各号に掲げる事項について自発的に取り組むものとする。

- (1) 当該事業所における自動車を運転する際にエコドライブを実践すること。
- (2) 従業員に対し、エコドライブに関する教育・研修を実施すること。
- (3) 顧客や取引先に対し、エコドライブの普及・啓発に努めること。

(登録申請)

第5条

推進事業所の登録を希望する事業所は、エコドライブ推進事業所登録申請用紙(様式第1号)により、前条各号に掲げる事項に取り組むことを宣言し、本市に提出するものとする。

(登録)

第6条

市は、前条に基づく登録申請の提出を受け付け、登録を行い、当該事業者に対してエコドライブ推進事業所登録証(様式第2号)を発行するものとする。

(推進事業所への支援)

第7条

市は、推進事業所における第4条に規定する取組に対し、次の各号に定める支援を行うものとする。

- (1) 実践推進の支援

ア 相談窓口の設置

推進事業所内でのエコドライブの進め方や普及方法に関して相談に応じる。
相談窓口は環境政策局地球温暖化対策室とする。

- イ 支援ツールの提供等
エコドライブ支援機器の貸出し等を行う。
- ウ 啓発資材の提供
エコドライブの普及啓発に係る、リーフレットやステッカー等の啓発資材を提供する。
- エ 講師の派遣
推進事業所が実施するエコドライブに関する研修等に講師を派遣する。
- オ その他
エコドライブのみならず地球温暖化対策に関する助成制度などの情報を随時提供する。

(2) 公表

市は、推進事業所の名称を、HPへの掲載等により公表するものとする。

(優良事業所の認定)

第8条

市は、推進事業所のうち他の模範となる優良な取組を実践し、成果を挙げているものについて、次の各号に定めるところにより、「優良エコドライブ推進事業所」として認定するものとする。

- (1) 認定を希望する推進事業所は、優良エコドライブ推進事業所認定申請書(様式第3号、以下「認定申請書」という。))により、その旨を申請するものとする。
- (2) 市は、必要に応じ実地調査を行ったうえで、申請内容が認定基準(別表)に適合するときは、これを「優良エコドライブ推進事業所」として認定し、優良エコドライブ推進事業所認定証(様式第4号)及びステッカーを交付するものとする。
- (3) 認定の有効期間は認定の日から3年間とし、当該期間経過後も継続して認定を受けたい場合は、当該期間が経過する日の1箇月前までに、あらためて認定申請書を提出するものとする。
- (4) 第2号の規定は前号の申請に基づく認定に準用する。
- (5) 第3号の申請があった場合は、それに基づく認定の日又は認定しないことの決定の日までは、従前の認定の有効期間経過後であっても、従前の認定の効力が継続するものとする。
- (6) 市は、第2号及び前号の認定を受けた事業所の名称及び取組事例の周知を行うものとする。
- (7) 市は、第2号及び第5号の認定を受けた事業所が認定基準に適合しなくなったと認められるとき又は重大な法令違反があったと認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条

この要領に定めるもののほか、エコドライブ推進事業所登録事業実施に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成28年6月20日から実施する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）
（認定基準）

項 目	基 準
従業員への周知	実施していること。
研修の実施	定期的に自ら実施し，又は外部研修を受講させていること。
燃費の記録及び改善実績	過去，車両ごとの燃費を記録しており，取組当初と比べ改善していること。
責任者の設置	エコドライブ推進の責任者を置いていること。

エコドライブ推進事業所登録申請用紙

当社は、自発的にエコドライブの取組を推進することとし、エコドライブ推進事業所に登録申請します。

- 積極的にエコドライブを実践します。
- 従業員に、エコドライブについて教育・研修を行います。
- 市民の皆さんへのエコドライブの普及・啓発に取り組みます。

名称	
代表者	(職名) (氏名)
連絡先	(担当部署) (担当者) 〒 (所在地) TEL FAX E-mail
主な事業内容	
従業員数	
自動車保有台数及び内訳	
自動車の主な用途	
エコドライブの実践及び普及啓発に係る特記事項	

登録番号 第 号

エコドライブ推進事業所
登 録 証

(名 称)

(所 在 地)

貴事業所を、地球にやさしい自動車の運転「エコドライブ」の実践と普及を進める「エコドライブ推進事業所」として登録しました。

年 月 日

京都市長 (氏 名)

優良エコドライブ推進事業所認定申請書

次のとおり、優良エコドライブ推進事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録番号及び名称	
代表者	(職名) (氏名)
連絡先	(担当部署) (担当者) 〒 (所在地) TEL FAX E-mail

優良エコドライブ推進事業所
認 定 証

認定番号 第 _____ 号

(名 _____ 称)

(所 _____ 在 _____ 地)

認定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貴事業所は、「エコドライブ推進事業所」として優良な取組実績を挙げていると認められますので、「優良エコドライブ推進事業所」として認定します。

年 _____ 月 _____ 日

京都市長 (氏 名)